

## 資料

日野市立病院ハラスメント防止及び職場環境改善に関する第三者検討委員会設置要綱

平成30年12月7日制定

(設置)

第1条 平成30年10月26日に公表した市立病院におけるハラスメント行為（以下「本件」という。）に対する市立病院内における対応経緯について、客観的かつ公正な第三者の立場から検証を行い、本件が長期に渡り繰り返されていた原因の分析及び再発防止並びに職場環境改善に向けた提言を行うため、日野市立病院ハラスメント防止及び職場環境改善に関する第三者検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を検討し、その結果を市長に報告する。

- (1) 本件に関する管理・監督責任の所在に関すること。
- (2) 本件に対する日野市立病院ハラスメント等防止対策委員会の対応経過に関すること。
- (3) 本件に類似するハラスメント案件の有無についての調査及びそれらの案件に対する対策のための提案に関すること。
- (4) 今後のハラスメント行為の再発防止策と職場環境の改善のための提案に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者につき市長が委嘱し、その定員は3人とする。

- (1) 弁護士
- (2) 学識経験者
- (3) 行政経験者

(委員の除斥)

第4条 次に掲げる者は、委員会の委員（以下「委員」という。）となることができない。

- (1) 市職員
- (2) 本件の加害者及び被害者
- (3) 本件の目撃証言者

(4) 前2号に掲げる者と利害関係又は交友関係にある、又はあった者

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から第2条の規定による市長への報告を行う日までとする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は委員の中から委員長が指名する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員会において会議の議長となる。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第8条 委員長は、委員会の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その意見を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 本件の加害者及び被害者

(2) 本件の目撃証言者のうち、係長職以下の職にある者及び非常勤の職にある者

2 前項の規定により市職員の意見を聴取し、又は市職員に資料の提出を求める場合は、市長の許可を得なければならない。

(守秘義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会議の非公開)

第10条 被害者保護のため、委員会の会議は、非公開とする。

2 委員会は、会議に際し、会議録を作成する。

(謝礼金)

第11条 委員が委員会に出席したときは、予算の範囲内で謝礼金を支払う。

(庶務)

第12条 委員会の庶務は、市立病院事務部総務課において処理する。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

1 この要綱は、平成30年11月 日から施行する。

2 この要綱は、第2条の規定による市長への報告を行う日をもってその効力を失う。